# 特　記　仕　様　書

**（趣旨）**

第１条　この仕様書は、岩手県農林水産部制定「農業土木工事共通仕様書」に定めるもののほか、次の工事（以下「工事」という。）の施工について、必要な事項を定めるものとする。

工事の名称　　経営体育成基盤整備事業　小猪岡地区　第 15 号工事

２　農業土木工事共通仕様書は、下記ホームページを参照のこと。

https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1008861.html

**（施工管理）**

第２条　受注者は、岩手県農林水産部制定「農業土木工事施工管理基準」（以下「管理基準」という。）に基づいて施工管理を行うものとする。

２　受注者は、管理基準に定めのない項目であっても、監督職員が必要と認めた場合にはこれを行わなければならない。

３　農業土木工事施工管理基準は、下記ホームページを参照のこと。

https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1008862.html

**（施工年度区分）**

第３条　この工事における工種ごとの施工年度とその区分は次表のとおりとする。

| 施工年度 | 各工種の施工年度とその区分 | | 期　限 |
|---|---|---|---|
| 令和８年度 | 整地工（基盤切盛+畦畔築立まで）<br>道路工（路体工のみ）<br>用水路工<br>排水路工 | 1.86ha<br>531.0m<br>425.9m<br>412.8m | 令和９年３月 26 日 |
| 令和９年度 | 上記以外 | １式 | 令和９年５月 31 日 |

なお、令和９年５月１日までに営農が可能となるよう仕上げなければならない。

**（工期内の休日等）**

第４条　工期に見込んでいる休日等には、日曜日、祝日、年末年始休暇の他、作業期間の全土曜日を含んでいる。

２　工期には、休日等の他、降水等による作業不能日数を月４日見込んでいる。

３　受注者は、次のいずれかに該当する場合、契約書別記第 21 条及び第 23 条の規定に基づき、工期の延長を発注者へ請求することができる。

なお、変更後の工期については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

(1) 降雨等により、作業不能日数に大幅なかい離が生じた場合

(2) 建設資機材や作業員不足に起因し、工期内に工事を完成することができないと想定される場合

**（週休２日工事）【発注者指定型（現場閉所による週休２日）】**

第５条　本工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休２日工事実施要領（以下「実施要領」とい

う。）【第Ⅰ編】現場閉所による週休２日に定める、発注者が週休２日工事に取り組むことを指定する工事である。

２　本工事価格は、月単位の週休２日の達成を見込んで間接工事費等を補正している。

３　週休２日工事の取扱いは、実施要領によるものとし、下記ホームページを参照のこと。
https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1065936.html

４　受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議するものとする。

**（関連工事）**

第６条　この工事は下記の工事と密接に関連するので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分に意思疎通を図り、各々の工事に支障が生じないよう調整しなければならない。

| 工事名 | 工期 | 発注機関 |
|---|---|---|
| 経営体育成基盤整備事業小猪岡地区第 14 号工事 | Ｒ７．11　～　Ｒ８．12 | 岩手県 |

**（施工条件）**

第７条　この工事の施工場所における土質は、粘性土と想定している。

２　この工事の実施に当たり、次のとおり関係機関等と協議中であるため、監督職員の指示に従い工事着手しなければならない。

| 関係機関 | 協議内容 | 協議成立見込時期 |
|---|---|---|
| 電力柱 | 移設協議 | 令和８年７月 |
| ＮＴＴ柱 | 移設協議 | 令和８年６月 |
| 共聴テレビ | 移設工事 | 令和８年５月 |

**（設計図書の変更）**

第８条　現場状況により、施工条件が設計図書と異なる場合は、変更することがある。

なお、変更に該当する主な事項は次のとおりである。

(1) 掘削土の土質が想定と異なる場合
(2) 転石又は湧水が出現した場合
(3) 表土が不足する場合
(4) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）が出現した場合
(5) 仮設工で必要が認められる場合
(6) 第三者との協議結果に伴う場合
(7) 他省庁又は施設管理者との協議結果に伴う場合
(8) 遠隔確認の試行を行う場合

**（現場環境の改善の試行）**

第９条　本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり必須ではない。

①　快適トイレに求める機能

ア 洋式（洋風）便器
イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
ウ 臭い逆流防止機能
エ 容易に開かない施錠機能
オ 照明設備
カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

② 付属品として備えるもの
キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
ケ サニタリーボックス
コ 鏡と手洗器
サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

③ 推奨する仕様、付属品
シ 便房内寸法 900×900㎜ 以上（面積ではない）
ス 擬音装置（機能を含む）
セ 着替え台
ソ 臭気対策機能の多重化
タ 室内温度の調整が可能な設備
チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各１基ずつ２基／工事（施工箇所）(注)までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、２基／工事（施工箇所）(注)より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（注）「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

(4) 快適トイレの導入に関する試行については、下記ホームページを参照のこと。
https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1048824.html

**（１日未満で完了する作業の積算）**

第 10 条　本工事における１日未満で完了する作業の積算（以下、「１日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

２　受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。

３　同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで１日作業となる場合には、１日未満積算基

準は適用しない。

4　協議に当たって、受注者が提出した１日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、１日未満積算基準は適用しない。

5　災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、１日未満積算基準を適用しない。

6　１日未満積算基準の「3 判定方法(3)判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第 11 条（施工箇所が点在する工事）の箇所とする。

7　１日未満で完了する作業の積算については、下記ホームページを参照のこと。

https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1048822.html

**（運搬費及び準備費の設計変更）**

第 11 条　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

(1) 運搬費：建設機械の運搬費

(2) 準備費：伐開・除根・除草費

2　発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

3　受注者は、２により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

4　受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

5　受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

6　発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「４の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算出基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。

7　発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

8　疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

9　運搬費及び準備費の設計変更については、下記ホームページを参照のこと。

https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1049329.html

**（建設副産物）**

第 12 条　この工事で発生する建設副産物については、次表に示す産業廃棄物処理場へ運搬処理するものとして運搬費及び処理費を見込んでいる。処理先を指定するものではないが、受注者は、建設副産物の処理委託業者が決まり次第、監督職員に処理委託業者を報告し、該当する副産物の処理資格を有する証明書類を提出しなければならない。

また、運搬委託する場合にも、運搬資格を有する証明書類を提出しなければならない。

| 副産物名 | 搬入再資源化施設名 | 搬入場所 | 備考 |
|---|---|---|---|
| コンクリート殻(鉄筋) | (株)ゴトウ | 奥州市前沢字安寺沢地内 | 片道：L＝21.3km 以下 |

2　再生資源利用（促進）実施書には、処理伝票の写し（マニフェスト等）及び処理状況写真を添付しなければならない。

**（工事用資材）**

第 13 条　この工事で使用する材料は、使用前に試験成績書、見本又はカタログ等を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

2　受注者は、岩手県再生資源利用認定製品の積極的な利用に努めるものとする。

「岩手県再生資源利用認定品」については、下記ホームページを参照のこと。

https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/nintei/index.html

3　この工事で使用する材料の規格は、下記のとおりである。

(1) 遠心力鉄筋コンクリート管

ＪＩＳ　A5372　B型

(2) 鉄筋（異形棒鋼）

ＪＩＳ　G3112　ＳD295

(3) 硬質塩化ビニール管

ＪＩＳ　K6741　ＶU管

(4) コンクリート

コンクリートは、ＪＩＳ　A5308 レディーミクストコンクリートとし、使用するコンクリートは次のとおりとする。

| 区　分 | コンクリートの種類 | 規　格 | 水ｾﾒﾝﾄ比 W/c（%） | ｾﾒﾝﾄの種類による記号 | 摘 要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 鉄筋コンクリート | 普 通 | 21-12-25 | 55 以下 | ＢＢ | |
| 均しコンクリート<br>無筋コンクリート | 普 通 | 18-８-40 | 65 以下 | ＢＢ | |

(5)　再生クラッシャーラン及び再生アスファルト混合物

| 名　称 | 規　格 | 使 用 工 種 |
|---|---|---|
| 再生クラッシャーラン | ＲＣ－40 | 道路工 |
| 再生クラッシャーラン | ＲＣ－80 | 取水工 |

ア　再生クラッシャーラン及び再生アスファルト混合物の使用に際しては、舗装再生便覧（(社) 日本道路協会）等を遵守するものとする。

イ　なお、砕石プラント又はアスファルトプラントの在庫不足等により、必要量の納入が困難となった場合には、同プラントから受注者あて回答書を添付のうえ監督職員と協議するものとする。

**（施工段階確認）**

第 14 条　この工事の施工段階確認は、次表の確認時期・頻度（一般監督）により行うものとする。

ただし、当初請負代金額が低入札価格調査制度による調査基準価格（制度適用価格）に満たなかった場合、発注者は次表の（重点監督）欄による施工段階確認を行うものとする。

なお、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2　受注者は、施工段階確認を受けようとするときは、事前に監督職員に施工段階確認願い（立

会願）を提出しなければならない。

また、確認後は打合せ簿等により確認記録を提出しなければならない。

3　受注者は、次表に示す以外の工種について、受注者が自主的に行った検査の記録を監督職員が求めた場合には、これに応じなければならない。

| 工　種 | | 確認内容 | 確認時期・頻度（一般監督） | 確認時期・頻度（重点監督） |
|---|---|---|---|---|
| 共通工事 | 掘削 | 床付け状況、基準高 | 初期床付け完了段階 | 同左 |
| | 砕石基礎 | 幅、厚さ、高さ | 初期施工段階で１箇所 | 500ｍにつき１箇所以上、500m未満は２箇所 |
| | 鉄筋組立 | かぶり、中心間隔 | １スパン目鉄筋組立後、以降、構造変更毎に１箇所 | ５スパンにつき１箇所以上、５スパン未満は２ケ所 |
| | コンクリート付帯構造物、コンクリート基礎、コンクリート擁壁、その他上記に準ずるもの | 幅、厚さ、高さ | 初期施工段階で１箇所 | 200ｍにつき１箇所以上、200m未満は２箇所<br>また、箇所単位のものについては適宜測定 |
| ほ場整備工事 | 表土扱い | 厚さ | 施工完了時点で１箇所 | 施工完了時点で１ha当り概ね３箇所 |
| | 基盤造成 | 基準高<br>(指定した時) | 施工完了時点で１箇所 | 施工完了時点で１ha当り概ね３箇所 |
| 管水路工事 | 管水路基礎<br>(砂基礎等) | 高さ、幅 | 初期施工段階で１箇所 | 500ｍにつき１箇所以上、500m未満は２箇所 |
| | 管水路<br>(硬質ポリ塩化ビニル管) | 埋設深 | 初期施工段階で１箇所 | 500ｍにつき１箇所以上、500m未満は２箇所 |

**（除雪工）**

第 15 条　施工現場の降雪の状況等により、協議のうえ、除雪費を計上する場合がある。

なお、協議に当っては、除雪作業に先立ち、次の資料を作成及び整理すること。

1　施工現場内に任意の積雪深を計測する箇所を設置し、始業前等に積雪深を測定すること。

2　１の測定結果を基に、月別の最大積雪深及び対前月比積雪深を算出すること。

なお、協議資料の作成に当っては、別途指示することとする。

**（被災農林漁家の優先雇用）**

第 16 条　受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、平成 28 年以降に発生した台風等の被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

2　受注者は、被災農林漁家の雇用予定人数及び雇用実績人数について、監督職員から請求が

あった場合は、速やかに報告するものとする。

**（熱中症対策に資する現場管理費の補正）**

第 17 条　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う工事である。

2　用語の具体的な内容は次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

(2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から１月３日までの６日間、８月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

| 真夏日率　＝　工期期間中の真夏日　÷　工期 |
|---|

3　受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

4　気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（ＷＢＧＴ）を用いることを標準とする。

なお、ＷＢＧＴを用いる場合は、ＷＢＧＴが 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

5　受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6　発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

| 補正値（%）　＝　真夏日率　×　補正係数（1.2） |
|---|

**（現場環境改善費）**

第 18 条　現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから１内容以上選択し合計５つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議する。なお、内容に変更が生じた場合も、監督職員と協議するものとする。

2　以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

3　受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

| 計上項目 | 実施する内容（率計上分） |
|---|---|
| 仮設備関係 | ①用水・電力等の供給設備<br>②緑化・花壇<br>③ライトアップ施設<br>④見学路及び椅子の設置<br>⑤昇降設備の充実<br>⑥環境負荷の低減 |
| 営繕関係 | ①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）<br>②労働者宿舎の快適化 |

| | |
|---|---|
| | ③現場休憩所の快適化<br>④健康関連設備及び厚生施設の充実等 |
| 安全関係 | ①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）<br>②盗難防止対策（警報機など） |
| 地域連携 | ①地域対策費（農家との調整、地域行事などの経費を含む）<br>②完成予想図<br>③工法説明図<br>④工事工程表<br>⑤デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む）<br>⑥見学会等の開催（イベントなどの実施含む）<br>⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営<br>⑧パンフレット・工法説明ビデオ<br>⑨社会貢献 |

**（建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事）**

第 19 条　本工事は、受注者が希望するＣＣＵＳを活用した工事の対象である。

詳細については、以下のホームページ「岩手県農業農村整備事業関係建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」を参照のこと。

https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1080129.html

**（工事写真における黒板情報の電子化）**

第 20 条　本工事は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で工事写真における黒板情報の電子化対象工事とすることができる。

2　工事写真における黒板情報の電子化を利用する場合は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「農業土木工事施工管理基準　別表第２　撮影記録による出来形管理」※に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

1)　黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

2)　受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱

1)　受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録しても良いこととする。

2)　黒板情報の電子化を行う場合は、従来型の黒板と混在させてはならない。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器等の使用が困難な場合は、この限りではない。

なお、黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 信憑性確認

受注者は、工事成果品の提出時に黒板情報を電子化した写真を信憑性チェックツール（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）又は、写真管理ソフトウェアに搭載された信憑性チェックツールを用いて信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ

提出するものとする。

**（法定外の労災保険の付保）**

第 21 条　本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

**（工事契約変更の特例）**

第 22 条　この工事は、以下に示す工事契約変更に係る特例措置が適用される。

(1) インフレスライド

| | |
|---|---|
| 内　容 | 労務賃金等の変動に対し、請負代金額の変更を請求することができる。 |
| ホームページ URL | https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017258/1010925.html |
| 請求の時期 | 直近の労務賃金等の変更日から完成工期の２ヶ月前まで |

(2) 単品スライド

| | |
|---|---|
| 内　容 | 特定の建設資材（鋼材類、燃料類、コンクリート類）の価格変動に対し、請負代金額の変更を請求することができる。 |
| ホームページ URL | https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/nyuusatsu/sekkei/1017258/1010927.html |
| 請求の時期 | 直近の対象資材の変更日から完成工期の２ヶ月前まで |

(3) 単価適用年月の変更

| | |
|---|---|
| 内　容 | 労務賃金や建設資機材等の価格変動に対し、積算書の単価適用年月の変更について、積算時点の年月から工事請負契約時点の年月への変更を請求することができる。 |
| ホームページ URL | https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1008879.html |
| 請求の時期 | 当初工事請負契約締結日から 14 日以内 |

(4) 遠隔地からの建設資材調達に要する輸送費の計上

| | |
|---|---|
| 内　容 | 不足する資材を遠隔地から調達せざるを得ない場合に、それに要する輸送費を契約変更で計上することを請求することができる。 |
| ホームページ URL | https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1008880.html |
| 請求の時期 | 工事施工場所に対象資材を搬入する 7 日前まで |

(5) 労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用

| | |
|---|---|
| 内　容 | ①　労働者確保に要する追加費用に対しての当面の運用として、共通仮設費率及び現場管理費率について補正を行なっている。<br>②　上記①の補正で算出された追加費用を超える場合、追加費用の変更を請求することができる。 |
| ホームページ URL | https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1008881.html |
| 請求の時期 | 実績変更対象費用として実際に支払った全ての領収書等証明資料が整い次第 |

**（関係法令の遵守）**

第 23 条　受注者は、この工事に必要な官公庁等に対する申請及び諸手続きを遅滞なく行わなければならない。

また、費用を必要とする場合は、受注者が負担するものとする。

2　受注者は、工事の施工に当たり、希少野生動植物の保護に十分注意し、工事中に発見した

場合、直ちに監督職員に報告しなければならない。

3　受注者は、埋蔵文化財包蔵地又はこれに近接して工事を行う場合、発注者及び埋蔵文化財調査員立会いのもと、埋蔵文化財包蔵範囲を図上で確認し、その範囲の境杭を現地に明示したうえで着手しなければならない。

**（提出書類）**

第 24 条　監督職員の指示に基づき下記の書類を整理して提出するものとする。

なお、提出の手法については、別紙「電子納品特記仕様書〔工事〕」によるものとする。

(1) 施工計画書（工事着手前、施工計画書の内容に変更が生じた都度並びに追加となる工種の着手前までに提出する。）
(2) 出来形管理記録資料
(3) 現場写真（ダイジェスト版を別冊で 1 部作成のこと）
(4) 品質管理記録資料
(5) 材料承諾願
(6) その他監督職員が必要と認めたもの

**（各種の特記仕様書）**

第 25 条　この工事における各種の特記仕様書は、下記のとおりであり、別添を参照のこと。

(1) 整地工特記仕様書
(2) 道路工特記仕様書
(3) パイプライン工特記仕様書
(4) 排水路工特記仕様書
(5) 電子納品特記仕様書
(6) 監理技術者の兼務に係る特記仕様書（１億円以上の工事）
(7) ＩＣＴ活用工事特記仕様書

2　この工事の施工は、岩手県農林水産部監修「ほ場整備事業標準設計図・様式集」（以下「ほ場整備標準図」という）に準ずるものとする。ほ場整備標準図については、下記ホームページを参照のこと。

https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1019232.html

また、特に田面高と道路高、排水路高の差異には十分に留意し、営農に支障となる極端な高低差が生じないよう、縦断計画を策定し、監督職員の承諾を得なければならない。

**（定めなき事項）**

第 26 条　この仕様書に定めのない事項又はこの工事の施工に当り疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

なお、監督職員と協議を行った場合、別に定める様式にて、工事打合簿を作成し提出しなければならない。

# 整地工特記仕様書

1　表土扱い

（1）土壌条件等により仕上り表土扱い厚さが１５ｃｍ未満になるものは、監督職員に報告し指示を受けるものとする。（表土厚さは仕上最低厚さである。）

（2）表土剥ぎ取り土には、耕作に支障を及ぼすコンクリート塊、石礫、心土等が混入しないよう注意し、運搬集積するものとする。

（3）表土埋戻しは、基盤を傷めないよう十分注意し、均等な厚さにまき出すものとする。

（4）表土扱い厚は、整備前の耕地から剥ぎ取る厚さであり、整備後の本地（水張り面積）に必要な表土相当量を確保しなければならない。

　このため、整備後の本地面積の出来形を測定したうえ監督職員に提出し、その結果により表土剥ぎ取り厚を精査することとし、変更の対象とすることがある。

2　基盤切盛及び整地仕上げ

（1）現況用排水路のコンクリート、積ブロック等は、監督職員と協議の上、産業廃棄物として中間処理施設に適正に処理しなければならない。

（2）深さ７０ｃｍ以上の旧水路の埋め立ては、施工に先立ち水みち防止対策を講ずること。

（3）基盤盛土部の転圧は、湿地ブルドーザーにより、30ｃｍ毎に層状にまき出し、不等沈下が生じないよう十分転圧する。

（4）切盛作業中に不適当な土層（岩盤、砂利等）が現れた場合は、速やかに監督職員に報告して指示を得ることとする。

（5）工事中に湧水が発生したときは、直ちに工事を中止し監督職員の指示を得ることとする。

（6）整地仕上げに従事するオペレーターは、ほ場整備経験を３年以上の経歴をもつものでなければならない。

（7）整地仕上げは水尻下り勾配とし、均平度±３５ｍ／ｍで管理しなければならない。

（8）均平は原則として乾土均平とするが、湛水均平する場合は監督職員の承諾を得てから施工するものとする。

（9）畦畔及び路体用土が不足の場合は原則として純盛土とするが、隣接工区からの流用が適当と考えられる場合は、監督職員と協議する。

(10) 法面に不足土を腹付する場合は、段切後に行い入念に締固めるものとする。

(11) 基盤切盛の施工に先立ち、基盤下に石礫等の有無の確認のため、つぼ堀を実施し、監督職員の確認を得てから施工を行うものとする。

**3　畦溝畔**

(1) 畦畔用土は基盤土を使用し、高さ 30cm、上幅 50cm、法勾配 1：1.0 とする。

(2) 畦溝畔の築立は、原則として基盤整地前に施工しなければならない。

(3) 畦畔用土に適する土の現地採集ができない場合は、監督職員と協議するものとする。

(4) 進入路は、道路になじみよく設置するものとし、路床面仕上を行う。

(5) 農作業及び維持管理を考慮し、田差が 1.0m以上ある場合は、畦畔の法尻に幅 50cm の管理畦畔を設置するものとする。

　法直高が 1.5m以上ある場合は、次表を標準として中段にステップ（幅 50cm）を設け、法勾配は 1:1.2 を標準とする。

| 法直高 | 勾配 | 中段ステップ | 備考 |
|---|---|---|---|
| 1.5m未満 | 1：1.0 | － | 水田側 1:1.0 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1.5m以上～3.0m未満 | 1：1.2 | 1箇所 | 水田側 1:1.0 |
| 3.0m以上 | 1：1.2 | 適宜 | 水田側 1:1.0 |

4　田区排水

（1）設置位置は、監督職員の指示によるものとする。

（2）埋戻しは、漏水及び法崩れ等を防止するため、タコ等で入念に突固めなければならない。

5　その他

（1）区割り及び工区の境界等については、監督職員及び土地所有関係者と現地で立会確認を行うものとし、了解を得た上で着工すること。

（2）区画形状等については、現地の土地条件、特殊事情等により、発注者と受注者協議の上一部変更する場合がある。

（3）写真管理は、次の項目が確認できるよう撮影するものとし、撮影基準及び位置等を施工計画書に記載すること。

なお、現況表土厚の確認は、現況ほ場1枚ごとに行うものとする。

ア　現況表土の厚さ

イ　表土剥ぎ取り厚さ

ウ　基盤整地後のレベリング

エ　畦溝畔転圧、基盤整地及び盛土敷均し転圧の状況

オ　畦溝畔の高さ及び幅

カ　表土戻し後の厚さ

キ　表土整地後のレベリング

ク　隅切部の整地、雑物除去等の状況

ケ　全景出来形状況

コ　各構造物の出来形状況等

# 道 路 工 特 記 仕 様 書

## 1　土工

(1) 施工に先立ち、本地区における道路標準断面（道路の高さ）を監督職員と打合せすること。
(2) 道路の丁張は耕区の仕上がり標高を基準とし、左右田面高さが異なる場合は、高い方を基準とし施工する。
(3) 道路と田面の差がH=1.0m以上となる場合は、法尻に上幅50cmの管理畦畔を設置する。
(4) 道路との法直高がH=1.5m以上となる場合、法面中段にステップ（上幅50cm）を設置する。
(5) 道路の交差部の隅切は特に指示のない限り2.0mを標準とする。
(6) 路肩盛土の突固めは、振動コンパクタ等により入念に突固めなければならない。
(7) ほ場内から路体を盛土する場合は基盤土を流用し、整形前に湿地ブルドーザにより覆帯転圧を行う。
(8) 基盤土の使用が不適当と認められる場合は監督職員と協議するものとする。
(9) 盛土の締固めは入念に行い、施工管理は、監督職員の指示によるものとする。
(10) 盛土の締固めは、大型農業用機械の走行に支障が生じないよう入念に行うこととし、一層当たりの最大仕上厚は30㎝程度とする。

## 2　その他

(1) ガードレール等防護柵を施工する場合の路肩は、標準断面より25cm拡巾することがある。
(2) 路肩排水は、再生砕石（40㎜ 以下）を 10m千鳥で設置することを標準とするが、長大法面や斜路延長が長い場合は、監督職員と協議のうえ、配置間隔を変更することがある。

# パイプライン工特記仕様書

## 1　布設位置

(1) 施工に先立ち、予め縦断計画を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

(2) パイプラインは原則として道路敷に埋設するものとし、位置(中央、左右の肩等)は監督職員と協議するものとする。

(3) ダブル及びトリプル配管の場合の基礎巾は、大断面パイプ基礎巾の外側に小断面パイプをセットするように据付するものとし、管間隔は 35cm 以上確保するものとする。

［ 複　断　面 ］

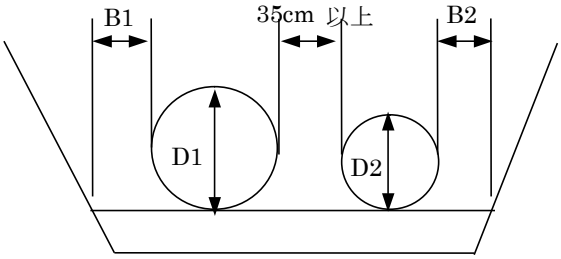


管間隔 =35cm 以上

## 2　掘削断面

(1) 掘削は下表の基礎材とﾊﾟｲﾌﾟの布設に必要な断面とし、掘削勾配は安全に施工できるようにする。

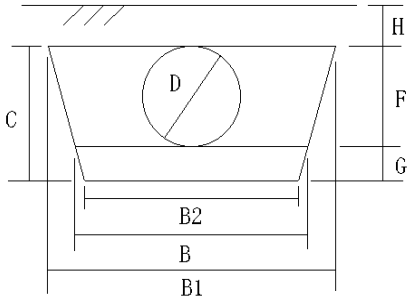


H= ｛ 公道及び道路構造令に準拠する農道下　1.2m 以上
　　道路構造令に準拠しない農道下　1.0m 以上
　　耕地の場合　0.6m 以上

(2) 硬質塩化ﾋﾞﾆｰﾙ管

| | | | | | | 礫質土<br>砂質土 | | 粘性土 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 呼び径 | 外径 | B | F | G | C | B1 | B2 | B1 | B2 |
| 50 | 60 | 500 | 60 | 100 | 160 | 560 | 400 | 530 | 460 |
| 75 | 89 | 500 | 100 | 100 | 200 | 600 | 400 | 530 | 460 |
| 100 | 114 | 500 | 120 | 100 | 220 | 620 | 400 | 550 | 460 |
| 125 | 140 | 500 | 140 | 100 | 240 | 640 | 400 | 560 | 460 |
| 150 | 165 | 500 | 180 | 100 | 280 | 680 | 400 | 580 | 460 |
| 200 | 216 | 500 | 230 | 100 | 330 | 730 | 400 | 600 | 460 |
| 250 | 267 | 600 | 270 | 150 | 420 | 870 | 450 | 710 | 540 |
| 300 | 318 | 800 | 330 | 150 | 480 | 1130 | 650 | 940 | 740 |
| 350 | 370 | 850 | 380 | 150 | 530 | 1230 | 700 | 1010 | 790 |
| 400 | 420 | 900 | 430 | 150 | 580 | 1330 | 750 | 1080 | 840 |
| 450 | 470 | 950 | 480 | 150 | 630 | 1430 | 800 | 1150 | 890 |

## 3　基礎形状

(1) ほ場整備区域内に埋設される用水管の基礎形状は、管底部及び管側部良質土（山砂）として計画しているが、工事施工中に基礎材及び埋戻材の土質試験結果を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

なお、この土質試験の項目は以下のとおりであり、試験結果により標準断面を変更する場合がある。

【土質試験項目】

①土の粒度試験

②土の液性限界試験

③土の塑性限界試験

(2) 管底部基礎材として現地発生した良質な土砂が使用できる場合。

・　現地盤の土質が、礫質土、砂質土で最大粒径 20㎜ 以内

(3) 現地発生土砂が、管口径 300㎜ 以下の管の管側部基礎材に使用できる場合。

・　現地盤の土質が、礫質土、砂質土、粘性土（ＭＬ、ＣＬ）

(4) 施工断面を決定する根拠となる土質試験は、施工前に概ね 10ha に２ヶ所の割合で実施しなければならないが、一工区において最低１ヶ所実施を基本とする。また、施工断面決定後であっても掘削作業中に異なる土質が確認された場合は直ちに作業を中止し、監督職員と協議しなければならない。

(5) 管体の基礎材料は、原則的に砂または良質な土砂を用いること。

## 4　使用材料

(1) 管材は、硬質ポリ塩化ビニル管「JISK-6741」とする。

(2) 制水弁の開閉は、「右閉じ左開き」とする。

(3) 400 ㎜以上の口径は「JISG－2062」（鋳鉄製）とし、350 ㎜以下の口径は塩ビ製（日本水道協会型式承認）とする。

(4) 弁きょう蓋～弁頭までの高さが 1.5m以上ある場合は、弁きょう蓋より概ね 30cm 下がった高さまでのユニバーサルジョイント棒を据付ける場合があることから監督職員に協議すること。

(5) 鋼管類は、「JISG－3443」とする。

(6) 鋼管類の塗装仕様は、次のとおりとする。

ア　内側：「JWWA K135 水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法」の規定による。

イ　外側：「WSP 009-2010（水管橋外面防食基準)」又は、「WSP A－101－2009 （農業用プラスチック被覆鋼管)」の規定による。

## 5　施工

(1) 掘削は原則として、道路の盛土が完了してから行うものとし、出来るだけ一定勾配施工に努める。

(2) 砂基礎は底均しが完了してから、ﾀﾝﾊﾟ又はｺﾝﾊﾟｸﾀ+突棒で締め固めながら施工し、次に管布設後、管の両側を締め固めながら施工するものとする。

(3) 砂基礎の締め固め度は、最大乾燥密度が 85%以上となるよう施工するものとする。

特に、各継手箇所は入念に施工し、不等沈下等の生じないようにしなければならない。

(4) ﾊﾟｲﾌﾟのＴＳ接合は、ｽﾘｰﾌﾞを呑口に向け良質の接着剤を用いて接合するが、塗りすぎてはならない。

ＲＲ継手等への差し込みは、滑材を十分に使用するとともに差し込み部は面取りを行うこと。又、継手部は、上下左右 4 箇所をゲージ等によりゴムのめくれの有無を継手全箇所確認するものとする。

(5) 埋め戻しは、管頂まで一次人力によりまき出し人力ﾀｺにより突き固め施工し、管頂から30cm（二次）は人力によりまき出しを行い、ｺﾝﾊﾟｸﾀ等で締め固め施工する。

(6) 埋戻しにあたっては、雑物、異物、石礫等の混入しないように注意し、又埋め戻し後はﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ

等の覆帯転圧を行うものとする。(三次)

(7) 浸透水等で構内に湛水する場合は排水し、湛水のない状態で施工しなければならない。

(8) ﾊﾟｲﾌﾟはJIS規格による品質管理の工場報告書により確認する。
なお、現場搬入の都度100個に1個を抽出し外観形状を検査し記録するものとする。

(9) 掘削底巾、高さ、基礎巾、厚さ、管頂標高及び地表標高を50m毎に記録管理する。

(10) 写真管理は50m毎（標準田区中央）、施工延長100m未満の場合2ヶ所で掘削断面、底均し、材質判別、砂基礎の巾厚さ、人力埋め戻し、状況等を撮影する。

(11) 異形管、制水弁、空気弁等は全箇所撮影し、給水栓は1haに1ヶ所の撮影割合とする。

(12) 施工は、「ほ場整備事業標準設計図」による。

(13) 制水弁筐蓋には開閉方向を表示すること。

(14) 給水栓はフィールドバルブを標準とする。

(15) ﾁｰｽﾞは150×150まで塩ﾋﾞ製TS継手とし、200×75以上はFRP製RR管とする。

(16) 給水栓は、設計書及び設計図により個数を確認し、詳細な設置位置については、監督職員と別途協議するものとする。

(17) 埋め戻しにあたり雪又は雨等が混じらないように行うこと。

## ６　その他

(1) 写真撮影はVP･VUが分かるように上に向け、撮影管理すること。

(2) 長さ、径、材料が分かるよう写真管理を十分に行うこと。

(3) 山砂、砂の分類表を提出し承諾を受けること。

(4) 通水試験における破損ヶ所は、監督職員の指示により受注者の責務において行うこと。

(5) 水道管、ｹｰﾌﾞﾙ等他の地下埋設物と交差する場合、施工間隔を30cm以上確保することを基本とするが、埋設条件等により監督職員と協議のうえ配管構造を変更することがある。

# 排 水 路 工 特 記 仕 様 書

## 1　土工

(1) ほ場整備標準設計図により難しい場合は、監督職員に協議すること。

(2) 排水路の縦断計画を作成し、監督職員の承諾を得てから施工すること。

(3) 排水路のコンクリート天端からの法直高が 1.5m以上となる場合は、法面中段にステップを設置すること。

## 2　材料

(1) コンクリート製品は、使用前に布設箇所のうち最も厳しい荷重条件を反映した試験成績書等の資料を提出し、監督職員の承諾を得ること。

なお､本工事の積算に用いた排水フリュームの抵抗モーメント(参考)は下表のとおりである。

| 規格 | 抵抗モーメント (KN-m/m) |
|---|---|
| 高600×幅600×長さ2,000㎜ | 2.06 |
| 高700×幅800×長さ2,000㎜ | 3.63 |

(2) 製品には、製造工場名または略号、製造年月日を明記すること。

(3) コンクリート水槽工については、プレキャスト製品を標準とし設計しているが、現場条件等の理由により「現場打ち」での施工となる場合は、協議により設計変更するものとする。

## 3　布設

(1) 布設は適正な勾配を保ち、原則として低位部から高位部に向かって施工すること。

(2) コンクリート水路（有孔フリューム）の水路底は、受台等により調整し凹凸横ずれ等生じないよう仕上がりが滑らかになるよう施工すること。

## 4　付帯構造物の設置

(1) 付帯構造物は、「ほ場整備事業標準図」により施工すること。

(2)「ほ場整備事業標準図」は標準であり、現地になじむように施工するものとし、形状が一部変更になっても設計変更の対象としない。

## 5　施工計画

(1) 縦断勾配は、監督職員と協議するものとし､水槽及び暗渠呑吐口は、底版高に 10cm の落差を設けること。

(2) 計画中心線は、現況になじみ良く、溝畔巾が極力左右同じになるように計画すること。

(3) 縦断勾配の変更に伴う土工数量は、設計変更の対象としない。

(4) 進入路、暗渠等の構造物、縦断勾配の変更により施工断面を変更する場合があること。

## 6　その他

排水路工の施工に当たり疑義が生じた場合、本仕様書により難い場合は、監督職員と協議すること。

# 電子納品特記仕様書〔工事〕

1　適用

本工事は、電子納品の対象工事とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2　電子納品実施区分

本工事における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

| |
|---|
| （○）本工事は、電子納品を「義務」として実施する。<br>（　）本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。 |

※いずれかに「○」を記入すること

3　電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局土木関係〕

本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

| フォルダー | 書類名 | 作成者 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 発注者 | 受注者 | |
| DRAWINGS | 発注図面 | ○ | | |
| DRAWINGS/SPEC | 特記仕様書 | ○ | | |
| MEET/ORG | 工事打合せ簿、出来形管理品質管理等 | | △ | |
| | 建設材料の品質記録保存 | | ○ | 土木工事共通特記仕様書 第 3 編 1-1-3 に示すもののみ対象とする |
| | ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の品質確保 | | ○ | 土木工事共通特記仕様書 第 1 編 3-1-2 に示すもののみ対象とする |
| PLAN/ORG | 施工計画書 | | △ | |
| DRAWINGF | 完成図 | | ○ | 前項において「義務」と定めた工種以外については、「協議」とする |
| PHOTO/PIC | 工事写真書類 | | ○ | |
| PHOTO/DRA | 参考図 | | △ | |
| OTHARS/ORG | その他の資料 | | △ | |
| | | | | |
| | | | | |

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

4　電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R）により２部提出すること。

5　電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXF ブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出すること。

6　電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

# 電子媒体納品書〔工事〕

令和　年　月　日

様

受注者
住　所
氏　名

現場代理人氏名　　印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

| 工事名 | | | | CORINS 登録番号 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 電子媒体の種類 | 規格 | 単位 | 数量 | 納品年月 | 備考 |
| CD-R | ISO9660（レベル 1） | 部 | | 令和　年　月 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

〔備考〕

○　電子納品チェックシステムによるチェック
- 電子チェックシステムのバージョン：__．__．__
- チェック実施年月日：令和__年__月__日

○　CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
- 1／○：__
- 2／○：__

○　CD-R への表記例

工事番号：〇〇〇〇〇〇〇　　枚数/全枚数
工事名称：令和〇〇年度〇〇〇〇〇〇〇〇工事
令和　〇年〇月
発注者署名欄
受注者署名欄
発注者：岩手県県南広域振興局農政部一関農村整備センター
受注者：〇〇株式会社
ウィルス対策ソフト名：〇〇〇〇
ウィルス定義：〇〇〇〇年〇月〇日版
チェック年月日：〇〇年〇月〇日
フォーマット形式：ISO9660(ﾚﾍﾞﾙ1)

# 監理技術者の兼務に係る特記仕様書

## １　趣旨

本工事は、監理技術者の兼務に関する取扱い（令和３年３月５日付け出総第 337 号）に基づき、２件の工事で監理技術者を兼務できる対象である。

## ２　兼務の要件

以下の要件を全て満たす場合は、同一の監理技術者が２件の工事を兼務できる。

１）設計額（税込）が３億円未満の工事であること。

２）工事場所が同一の振興局等又は相互の間隔が 10km の範囲内にあること。

| 振興局等地区 | | 所　管　区　域　（市町村） |
|---|---|---|
| 県南広域振興局 | 一 関 地 区 | 一関市　平泉町 |

３）発注者が兼務を認めている工事であること（発注者には、国、市町村等を含む)。

４）それぞれの工事に監理技術者補佐を専任で配置すること。

５）監理技術者と監理技術者補佐間で常に連絡が取れること（山間部の携帯電話不感地帯等の工事で連絡体制が確保できない場合は認めない。)。

６）低入札価格調査制度の調査基準価格（制度適用価格）に満たない価格をもって契約した工事でないこと。

７)技術的難易度が高い工事(総合評価落札方式の高度技術提案型､標準型及び簡易１型)でないこと。

８）監理技術者が現場代理人を兼務していないこと。

９）総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。

## ３　手続き

１）受注者は、監理技術者を兼務させようとする場合は、監理技術者の兼務届（様式第２号）に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表及び監理技術者補佐の資格に関する書類を添付し発注者に届出すること。

２）受注者は、施工計画書の作成に当たっては、様式第２号の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか､その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

# ＩＣＴ活用工事特記仕様書
# 【受注者希望型】

第１条 ＩＣＴ活用工事について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

２．定義

（１）i-Construction とは、ＩＣＴの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてＩＣＴを活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、以下に示す施工プロセスにおいて、ＩＣＴを活用する工事である。

ア　３次元起工測量

イ　３次元設計データ作成

ウ　ＩＣＴ建設機械による施工

エ　３次元出来形管理等の施工管理

オ　３次元データの納品

第２条　適用工種

本工事では、ほ場整備工において本特記仕様書を適用する。

第３条　ＩＣＴ活用工事の実施方法

１．受注者は、ＩＣＴ活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に下記２～６によりＩＣＴ活用を行うことができる。

２．原則、本工事の施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

３．ＩＣＴを用い、岩手県農業農村整備事業関係ＩＣＴ活用工事試行要領（以下、「試行要領」という。）に定める施工及び施工管理を実施する。

４.試行要領に定める施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は､受注者が調達すること｡また、施工に必要なＩＣＴ活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

５．受注者は、ＩＣＴ活用工事で使用するＩＣＴ機器に入力した３次元設計データを監督職員に提出すること。

６．従来の測点断面で実施する「農業土木工事施工管理基準」及び「土木工事施工管理基準及び規格値」に基づく出来形管理が行われていない箇所（構造物周りのすりつけ箇所など）の出来形数量は、試行要領に定める出来形管理技術を用いた３次元出来形測量により形状が計測出来る場合、その３次元出来形測量に基づき算出した結果とする。

７．受注者は、必要に応じてアンケート調査等に協力するものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。

８．ＩＣＴ活用工事の推進を目的として、現場見学会を実施する場合、受注者は見学会の開催に協力するものとする。

９．本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第４条 ＩＣＴ活用工事の費用について

受注者は、監督職員の指示に基づき、３次元起工測量を実施するとともに３次元設計データの作成を行った場合は、監督職員からの依頼に基づき、参考見積書を提出するものとする。

なお、ＩＣＴ建設機械による施工のみを実施する場合も、当面の間、契約変更の対象とする。